



市からの連絡帳

届け出・税・年金

住民基本台帳カードおよび電子証明書の発行

国税電子申告・納税システム(e-Tax)・地方税ポータルシステム(eLTAX)を利用するには、住民基本台帳カードおよび電子証明書が必要です。

- ◆住民基本台帳カードの申請方法
 - 時 午前9時～11時30分・午後1時～4時30分
 - 場 市民課(田無庁舎2階・保谷庁舎1階)
 - 申請できる方 本人のみ
 - 手続きに必要な物
 - ①下記の本人確認書類
 - 即日交付…(a)運転免許証・旅券・身体障害者手帳・療育手帳・愛の手帳のうち1点(必須)と、(b)健康保険証などの本人確認書類を(a)の書類に加えてお持ちください。
 - 照会交付…(a)の本人確認書類をお持ちでない方は、照会書を本人宛てに郵送することで本人確認をします。(b)をお持ちください。
 - ※照会交付の場合は1週間程度かかります。電子申告を利用する方は早めに手続きをしてください。

- ②認め印
- ③写真(Bタイプのみ)
 - ※写真は市民課で撮影できます(無料)。
 - ※写真を持参する場合は、申請6カ月以内に撮影した無帽・正面・無背景・縦4.5cm×横3.5cmの写真をお持ちください。
- 手数料 500円
- ◆電子証明書の申請方法
 - ◇法人…eLTAX HPでご確認ください
 - ◇個人(法人代表者を含む)
 - 時 午前9時～11時30分・午後1時～4時30分
 - 場 市民課(田無庁舎2階・保谷庁舎1階)
 - 手続きに必要な物
 - ①住民基本台帳カード
 - ②本人確認書類(顔写真付きの住民基本台帳カード、運転免許証、旅券、そのほか官公署が発行した顔写真の貼付してある免許証・許可証などから2点。または前記1点と健康保険証・年金手帳などもう1点の計2点)
 - ※本人確認書類に住所が記載されている

場合は、住民票の住所と一致している必要があります。

- ③認め印
- 手数料 500円
- ※電子証明書の有効期間は3年間です。有効期間が終了した場合は新しい電子証明書を取得してください。
- e-Tax HP <http://www.e-tax.nta.go.jp>
- eLTAX HP <http://www.eltax.jp/>
- ◆市民課 田(☎042-460-9820)
- 保(☎042-438-4020)

固定資産税が減額に

- ◆住宅耐震工事
 - 昭和57年1月1日以前から市内にある住宅に耐震改修工事を行い、下記の要件をいずれも満たしている場合、改修工事が完了した年の翌年度分の当該家屋に係る固定資産税を、住宅面積の120㎡まで2分の1減額します(都市計画税は含まれません)。
 - 減額を受けられる要件
 - ①改修工事後3カ月以内に資産税課(田無庁舎4階)へ申告する
 - ②耐震改修工事に要した費用が30万円以上である
 - 減額される期間
 - 平成22年1月1日～平成24年12月31日に改修完了した場合…翌年度から2年間
 - 平成25年1月1日～平成27年12月31日に改修完了した場合…翌年度の1年間
 - 必要書類
 - ①耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額適用申告書
 - ②耐震改修工事証明書
 - ③耐震改修工事に要した費用の領収書の写し
- ◆住宅のバリアフリー改修
 - 平成19年1月1日以前から市内にある家屋にバリアフリー改修工事を行い、下記要件をいずれも満たしている場合、改修工事が完了した年の翌年度分の当該家屋に係る固定資産税を、住宅面積100㎡まで3分の1減額します(都市計画税は含まれません)。
 - 減額を受けられる要件
 - ①65歳以上の方および要介護・要支援の認定を受けている方、障害のある方が居住する家屋である(賃貸住宅を除く)
 - ②平成19年4月1日～平成25年3月31日に一定のバリアフリー改修工事を行う
 - ③改修工事後3カ月以内に資産税課(田無

庁舎4階)へ申告する ④バリアフリー改修工事に要した費用が30万円以上である(補助金などを除く自己負担額) ⑤現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋である

- 必要書類
 - ①住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額適用申告書
 - ②改修工事の内容などを確認できる書類(工事明細書・現場の写真など)
 - ③バリアフリー改修工事に要した費用の領収書の写し
 - ④納税義務者の方の住民票の写し
 - ⑤改修住宅にお住まいの方により次のいずれかの書類
 - (1)居住者が65歳以上の方…その方の住民票の写し
 - (2)居住者が要介護または要支援を受けている方…その方の介護保険被保険者証の写し
 - (3)居住者が障害のある方…障害者手帳の写し
 - (4)補助金などの交付を受けた場合は、交付を受けたことを確認することができる書類
- ◆一定のバリアフリー改修工事とは
 - 廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室改良、便所改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への取り替え工事、床表面の滑り止め化
- ◆省エネ改修
 - 平成20年1月1日以前から市内にある住宅(賃貸住宅を除く)に省エネ改修工事を行い、下記要件を満たしている場合、改修工事が完了した年の翌年度分の当該家屋に係る固定資産税を、住宅面積120㎡まで3分の1減額します(都市計画税は含まれません)。
 - 減額を受けられる要件
 - ①平成20年4月1日～平成25年3月31日に一定の省エネ改修工事(以下「熱損失防止改修」)を行う
 - ②改修工事後3カ月以内に資産税課(田無庁舎4階)へ申告する
 - ③熱損失防止改修工事に要した費用が30万円以上である
 - ④現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋である
 - 必要書類
 - ①住宅の熱損失防止改修に伴う固定資産税の減額適用申告書
 - ②熱損失防止改修工事証明書
 - ③熱損失防止改修工事に要した費用の領収書の写し
 - ④納税義務者の方の住民票の写し
 - ◆一定の熱損失防止改修工事とは
 - 窓・床・天井・壁の断熱性を高める改修工事であること(外気などと接するも

ので、窓の改修工事を含めた工事であることが必須)。

国民年金保険料の追納制度

国民年金保険料の全額免除や一部免除、若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けると、保険料の全額を納めた場合と比べて、将来受け取る年金額が少なくなります。この場合、過去10年以内に承認された免除や猶予について追納をすることで、老齢基礎年金額を増やすことができます。

※一部免除については納めるべき一部の保険料を納付している必要があります。※免除や猶予を承認された期間のうち、より古い保険料から納める必要があります。※国民年金保険料の免除や猶予の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合には、当時の保険料額に経過した期間に応じた加算額が上乗せされます。

国民年金保険料を追納する場合には、納付書が必要になります。追納の申し込みや制度に関することは、武蔵野年金事務所へお問い合わせください。

☎武蔵野年金事務所(☎0422-56-1411)

◆保険年金課 田(☎042-460-9825)

福祉・子育て

市民介護講習会

高齢者を介護している家族の方、介護に関して知職を身につけたい方、ボランティアとして活動してみたい方のための講習会です。

時 2月12日(火)・13日(水)・14日(木)いずれも午前10時～午後3時(全3回)

場 特別養護老人ホーム クレイン(西原町4-3-5)

内 在宅介護に必要な基本的知識と技術の習得

対 市内在住で、全3回参加できる方

定 20人

申 はがきに「市民介護講習会希望」・住所・氏名・年齢・電話番号を明記のうえ、1月4日(金)(消印有効)までに、〒202-8555市役所高齢者支援課高齢者サービス係へ郵送(申込多数の場合は抽選)。

◆高齢者支援課 田(☎042-438-4028)

市表彰式

市政発展への貢献や善行・社会奉仕など、永年にわたる技能功労・産業振興に寄与された方を表彰する表彰式が、11月14日(水)に田無庁舎で開催されました。

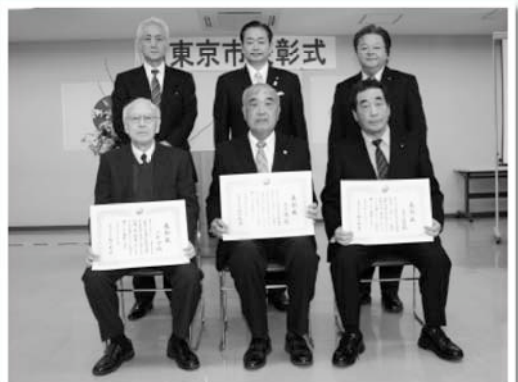
本年度の表彰を受けられた皆さんは次のとおりです(敬称略)。

◆秘書広報課 田(☎042-460-9803)



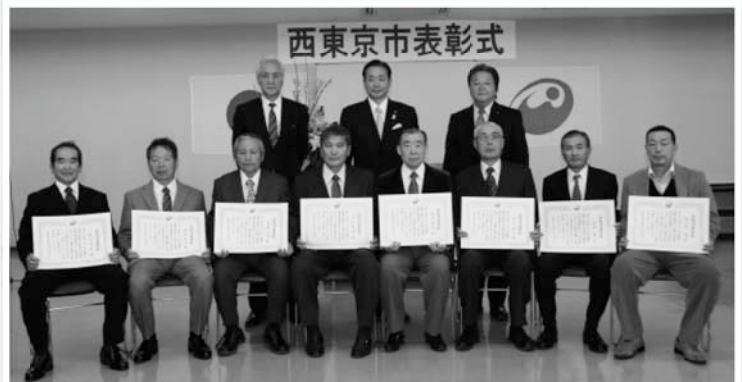
*功勞表彰

功勞表彰(1名)	
氏名	職名または功績名
恵古 ショ	公平委員会委員



*一般表彰

一般表彰(3名・1団体)	
氏名	職名または功績名
相川 邦彦	社会奉仕
海老澤 孫顕	社会奉仕
丸山 儀一	社会奉仕
三 和 会	社会奉仕



*技能功勞者表彰

技能功勞者表彰(8名)			
氏名	職名または功績名	氏名	職名または功績名
寒川井 渡	調理師	清水 敏昭	電気工事士
海谷 正夫	大工	尾林 正幸	造園工
熊谷 定芳	配管工	秋元 和夫	農業従事者
亀井 薫	板金工	井田 英夫	ギター製造